

特定非営利活動法人はぐ

理事会規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人はぐの理事会の運営に関し必要な事項について規程し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

(理事会の構成と機能)

第2条 理事会は、理事をもって構成し、監事は出席し意見を述べるができる。

2. 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事会の総数の3分の1を超えてはならない。
3. 他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。
4. 理事会は、定款で定める事項を議決する。

(理事会の開催)

第3条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載する書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 定款第15条第5項5号の規程により、監事から招集の請求があったとき。
 2. 理事長が理事会を招集することとし、招集は会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面あるいは電子媒体をもって、少なくとも開催日の5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議事)

第4条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

2. 理事会の議事は、前条第2項によってあらかじめ通知した事項とする。ただし議決が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合はこの限りではない。
3. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第5条 各理事の表決件は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項につき書面をもって表決することができる。
3. 前項の規程によって表決した理事は、前条の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第6条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付 則

1. この規程は令和3年6月1日から施行する。